



鳥取県公報

令和元年7月4日(木)
号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例(6)(税務課)・・・・・・・・・・6
	鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例 (7)(人事企画課)・・・・・・・・・・7
	鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例(8)(環境立県推進課)・・・・・・・・11
	鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例(9)(治山砂防課)・・・・・・・・12
	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (10)(会計指導課)・・・・・・・・・・13
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例(11)(議会事務局議事・法務政策課)・・・17

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和元年8月1日から令和6年7月31日までの間に特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせに対して支出された寄附金を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新時代を開く礎を築くための移住定住の促進、交流及び関係人口等の拡大、中山間地域の振興、子育て支援等の取組を強力に推進するため、令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、地域づくり推進部及び子育て・人財局を新設するとともに、地域振興事務所を新設する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、地域づくり推進部及び子育て・人財局を設置する。

イ 令和新時代創造本部は、次の事務を所掌する。

- (ア) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (イ) 地方創生に関する事項
- (ウ) 広報に関する事項
- (エ) 男女共同参画社会に関する事項
- (オ) 統計に関する事項

ウ 交流人口拡大本部は、次の事務を所掌する。

- (ア) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (イ) 観光の振興に関する事項
- (ウ) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

エ 地域づくり推進部は、次の事務を所掌する。

- (ア) 市町村の振興に関する事項
- (イ) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項
- (ウ) 広聴に関する事項
- (エ) 文化の振興に関する事項
- (オ) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）
- (カ) 中山間地域の振興に関する事項
- (キ) 地域交通政策に関する事項
- (ク) 文化財の保護に関する事項

オ 子育て・人財局は、次の事務を所掌する。

- (ア) 少子化対策に関する事項
- (イ) 幼稚園及び認定こども園に関する事項（教育委員会の所管に係るものを除く。）
- (ウ) 青少年に関する事項
- (エ) 児童及びひとり親の福祉に関する事項
- (オ) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）
- (カ) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項

カ 統轄監は、令和新時代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行うものとする。

(2) 鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正

危機管理、市町村との連絡調整、地域の振興並びに文化及び観光に関する事務を所掌する地域振興事務所として、鳥取県東部地域振興事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和元年7月5日とする。

イ 鳥取県スポーツ審議会条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

大規模な太陽光発電所の設置等の事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する必要があることに鑑み、当該事業について、環境影響評価の対象とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例が適用される対象事業に、太陽光発電所の設置及び変更の事業を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和元年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

砂利の採取計画等に関する規則の一部が改正され、採取計画の変更認可を要しない軽微な変更の基準に関し必要事項は、採取計画の認可をした都道府県等が定めることができることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 採取計画の変更認可を要しない軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

イ 砂利採取場の面積の減少

ウ 採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少

エ 採取の期間の短縮

オ 採掘又は切土をする土地の面積又は深さの減少

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の額の変更を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	改正前	改正後
ア 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由事務	1件につき	20,600円	20,700円
イ 危険物取扱者試験の実施			
(ア) 甲種危険物取扱者試験	1件につき	6,500円	6,600円
(イ) 乙種危険物取扱者試験	1件につき	4,500円	4,600円
(ウ) 丙種危険物取扱者試験	1件につき	3,600円	3,700円
ウ 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験	1件につき	17,000円	18,000円

の実施			
エ 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施			
(ア) 乙種化学責任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	8,500円	8,800円
b a以外の場合	1件につき	9,000円	9,300円
(イ) 丙種化学責任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	7,900円	8,200円
b a以外の場合	1件につき	8,400円	8,700円
(ウ) 乙種機械責任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	8,500円	8,800円
b a以外の場合	1件につき	9,000円	9,300円
(エ) 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	8,500円	8,800円
b a以外の場合	1件につき	9,000円	9,300円
(オ) 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	7,900円	8,200円
b a以外の場合	1件につき	8,400円	8,700円
(カ) 第1種販売主任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	7,100円	7,400円
b a以外の場合	1件につき	7,600円	7,900円
(キ) 第2種販売主任者免状に係るもの			
a 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	5,500円	5,700円
b a以外の場合	1件につき	6,000円	6,200円
オ 電気工事士免状の交付			
(ア) 第1種電気工事士免状	1件につき	5,900円	6,000円
(イ) 第2種電気工事士免状	1件につき	5,200円	5,300円
カ 電気工事士免状の再交付	1件につき	2,600円	2,700円
キ 電気工事士免状の書換え交付	1件につき	2,000円	2,100円
ク 液化石油ガス設備士試験の実施			
(ア) 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1件につき	20,200円	20,900円
(イ) (ア)以外の場合	1件につき	20,700円	21,400円
ケ 技能検定試験の実技試験の実施	1件につき	17,900円を 超えない範 囲内で知事 が別に定め る額	18,200円を 超えない範 囲内で知事 が別に定め る額
コ 採石業務管理者試験の実施	1件につき	8,000円	8,100円
サ 2級建築士又は木造建築士の登録	1件につき	19,200円	19,300円
シ 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1件につき	17,700円	17,900円

(2) 鳥取県警察手数料条例の一部改正

次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	改正前	改正後
ア 特定遊興飲食店営業の相続の承認	1件につき	8,600円	8,700円
イ 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	1件につき	11,000円	12,000円
ウ 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	1件につき	11,000円	12,000円

エ 初心者に対して行う猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施	1件につき	6,800円	6,900円
オ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1件につき	12,300円	12,700円
カ 年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1件につき	9,700円	9,800円
キ 機械警備業務管理者講習の実施	1件につき	38,000円	39,000円

(3) 施行期日は、令和元年10月1日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会が所管する元気づくり総本部を令和新時代創造本部に改める。
- (2) 福祉生活病院常任委員会の所管に子育て・人財局を加える。
- (3) 地域振興県土警察常任委員会の名称を地域づくり県土警察常任委員会に改め、所管する地域振興部及び観光交流局を地域づくり推進部及び交流人口拡大本部に改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和元年7月5日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 45%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人十人十色</td> <td>鳥取市用瀬町安蔵991</td> <td>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td> <td>鳥取市用瀬町屋住278</td> <td>令和元年8月1日から令和6年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで	特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで	<p>(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 45%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人十人十色</td> <td>鳥取市用瀬町安蔵991</td> <td>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで																				
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで																				
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>令和新時代創造本部</u> <u>交流人口拡大本部</u> 危機管理局 総務部</p> <p><u>地域づくり推進部</u></p> <p>福祉保健部 <u>子育て・人財局</u> 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p><u>(令和新時代創造本部の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>令和新時代創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(4) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(5) <u>統計に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>元気づくり総本部</u></p> <p>危機管理局 総務部 <u>地域振興部</u></p> <p><u>観光交流局</u> 福祉保健部</p> <p>生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p><u>(元気づくり総本部の所掌事務)</u></p> <p>第4条 <u>元気づくり総本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び</u></p>

	<p><u>調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>(4) <u>中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項</u></p> <p>(5) <u>県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項</u></p> <p>(6) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p> <p>(8) <u>少子化対策に関する事項（福祉保健部と共管）</u></p>
<p><u>(交流人口拡大本部の所掌事務)</u></p> <p><u>第4条 交流人口拡大本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項</u></p> <p>(2) <u>観光の振興に関する事項</u></p> <p>(3) <u>国内交流及び国際交流の推進に関する事項</u></p>	
	<p><u>(地域振興部の所掌事務)</u></p> <p><u>第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市町村の振興に関する事項</u></p> <p>(2) <u>交通政策に関する事項</u></p> <p>(3) <u>私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）</u></p> <p>(4) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(5) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(6) <u>文化財の保護に関する事項</u></p> <p>(7) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p>
<p><u>(地域づくり推進部の所掌事務)</u></p> <p><u>第7条 地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市町村の振興に関する事項</u></p> <p>(2) <u>県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広聴に関する事項</u></p> <p>(4) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(5) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>(6) <u>中山間地域の振興に関する事項</u></p> <p>(7) <u>地域交通政策に関する事項</u></p>	

<p>(8) <u>文化財の保護に関する事項</u></p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(子育て・人財局の所掌事務)</p> <p>第9条 子育て・人財局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>少子化対策に関する事項</u></p> <p>(2) <u>幼稚園及び認定こども園に関する事項（教育委員会の所管に係るものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>青少年に関する事項</u></p> <p>(4) <u>児童及びひとり親の福祉に関する事項</u></p> <p>(5) <u>私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）</u></p> <p>(6) <u>教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、令和新时代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(観光交流局の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>観光交流局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>観光の振興に関する事項</u></p> <p>(2) <u>国内交流及び国際交流の推進に関する事項</u></p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>少子化対策に関する事項（元気づくり総本部と共管）</u></p> <p>(7) <u>児童及びひとり親の福祉に関する事項</u></p> <p>(8) <u>幼稚園及び認定こども園に関する事項（教育委員会の所管に係るものを除く。）</u></p> <p>(9) <u>青少年に関する事項</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	---

(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(県税事務所) 第3条 略</p> <p>(地域振興事務所) 第4条 <u>第2条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事務を所掌させるため、地域振興事務所を設置する。</u> 2 <u>地域振興事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部 地域振興事 務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(建築住宅事務所) 第5条 略</p>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部 地域振興事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	<p>(県税事務所) 第3条 略</p> <p>(建築住宅事務所) 第4条 略 第5条 削除</p>
名称	位置	所管区域					
鳥取県東部 地域振興事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月5日から施行する。

(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)

2 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(雑則) 第8条 略</p>	<p><u>(庶務)</u> 第8条 <u>審議会の庶務は、地域振興部において処理する。</u></p> <p>(雑則) 第9条 略</p>

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） （1）～（4） 略 （5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。） <u>、風力発電所及び太陽光発電所</u> の設置及び変更の事業 （6）～（16） 略	別表（第2条関係） （1）～（4） 略 （5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。） <u>及び風力発電所</u> の設置及び変更の事業 （6）～（16） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電所の設置及び変更の事業であつて次に掲げるものについては、改正後の鳥取県環境影響評価条例第2章から第10章までの規定は適用しない。

（1） この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の認可又は同法第48条第1項の届出がなされた事業

（2） 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項の認定を受け、又は令和2年3月31日までの間に同項の認定を受けることが見込まれる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業（次に掲げるものを含む。）

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第2条の規定による改正前の再エネ特措法第3条第2項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

イ 改正法附則第5条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ウ 改正法附則第6条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

エ 改正法附則第15条第2項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業

鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例

鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(変更認可等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>法第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更</u></p> <p>(2) <u>砂利採取場の面積の減少</u></p> <p>(3) <u>採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少</u></p> <p>(4) <u>採取の期間の短縮</u></p> <p>(5) <u>採掘又は切土をする土地の面積又は深さの減少</u></p>	<p>(変更認可)</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録の申請 1件につき<u>20,700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(30)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,600円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,600円</u></p> <p>ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき<u>3,700円</u></p> <p>(118)～(131) 略</p> <p>(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき<u>18,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(133)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録の申請 1件につき<u>20,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(30)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,500円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,500円</u></p> <p>ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき<u>3,600円</u></p> <p>(118)～(131) 略</p> <p>(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき<u>17,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(133)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき8,800円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,200円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,800円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,800円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,200円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき 7,900円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき7,400円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき 6,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき5,700円)

(146)～(156) 略

(157) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種電気工事士免状 1件につき6,000円

イ 第2種電気工事士免状 1件につき5,300円

(158) 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき2,700円

(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,100円

(160)～(172) 略

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 9,000円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき8,500円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 8,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき7,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,500円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,500円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 8,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき7,900円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき 7,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき7,100円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき 6,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき5,500円)

(146)～(156) 略

(157) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種電気工事士免状 1件につき5,900円

イ 第2種電気工事士免状 1件につき5,200円

(158) 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき2,600円

(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,000円

(160)～(172) 略

<p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき<u>21,400円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>20,900円</u>）</p> <p>(174)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>18,200円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(292) 略</p> <p>(293) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施 1件につき<u>8,100円</u></p> <p>(294)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>19,300円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき<u>17,900円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき<u>20,700円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>20,200円</u>）</p> <p>(174)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>17,900円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(292) 略</p> <p>(293) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施 1件につき<u>8,000円</u></p> <p>(294)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>19,200円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき<u>17,700円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

（鳥取県警察手数料条例の一部改正）

第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,700円</u>（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円）</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>12,000円</u>（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けよ</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,600円</u>（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円）</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>11,000円</u>（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けよ</p>

<p>うとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)</p> <p>(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき<u>12,000円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)</p> <p>(15の11)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額ア 略 イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>6,900円</u></p> <p>(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき<u>12,700円</u></p> <p>(26)～(30の3) 略</p> <p>(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき<u>9,800円</u></p> <p>(31)～(59) 略</p> <p>(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施 1件につき<u>39,000円</u></p> <p>(60の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>うとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)</p> <p>(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき<u>11,000円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)</p> <p>(15の11)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額ア 略 イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>6,800円</u></p> <p>(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき<u>12,300円</u></p> <p>(26)～(30の3) 略</p> <p>(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき<u>9,700円</u></p> <p>(31)～(59) 略</p> <p>(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施 1件につき<u>38,000円</u></p> <p>(60の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>令和新時代創造本部、総務部、会計管理局、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、<u>子育て・人財局</u>、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>地域づくり県土警察常任委員会</u> 8人</p> <p><u>交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部、県土整備部及び警察本部に関する事項</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>元気づくり総本部、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>地域振興県土警察常任委員会</u> 8人</p> <p>危機管理局、<u>地域振興部、観光交流局、県土整備部及び警察本部に関する事項</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年7月5日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。